

給与所得者等再生による再生計画認可

平成31年(再口)第1号

宮城県大崎市古川休塚字二ツ江20番地1

再生債務者 千葉 諭

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和元年10月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和元年10月31日

仙台地方裁判所古川支部個人再生係

平成31年(再口)第1号

福島県南会津郡南会津町田島字中町甲3920番地1

再生債務者 星 俊一

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和元年10月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和元年10月29日

福島地方裁判所会津若松支部破産・再生係

令和元年(再口)第11号

神奈川県小田原市園府津5丁目4番18号

再生債務者 大野 正樹

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和元年10月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和元年10月31日

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成31年(再口)第9号

千葉県八千代市上高野1097番地14

再生債務者 高橋 透

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和元年10月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和元年10月30日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

平成31年(再口)第2号

金沢市久安1丁目201番地1 フォレスト201

101号

再生債務者 山田 雅美

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和元年10月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和元年10月31日 金沢地方裁判所民事部

令和元年(再口)第29号

大阪市生野区鶴橋1丁目2番16号 マーナル

リソク番番館 202

再生債務者 幸前 勇

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和元年10月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和元年10月30日

大阪地方裁判所第6民事部

平成31年(再口)第9号

宮城県岩沼市あさひ野1丁目4番地の3-102(従前の住所) 同市三色吉字平等83番地の12-B102

再生債務者 小野 貢

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和元年10月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和元年10月30日

仙台地方裁判所第4民事部

令和元年(再口)第13号

大阪府富田林市高辺台3丁目4番64-506号

再生債務者 天野 邦男

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和元年10月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和元年10月30日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成31年(再口)第1号

広島県竹原市忠海中町3丁目10番22号

再生債務者 吉田 邦夫

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和元年10月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和元年10月31日 広島地方裁判所呉支部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたしましたので公告します。

効力発生日は令和二年一月一日であり、甲は、会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲はこの全株式を所有してまいりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済

掲載紙 官報

掲載の日付 令和元年七月二十六日

掲載頁 六十三頁(号外第七十七号)

令和元年十一月十一日

東京都港区芝五丁目三三番一号

(甲) 森永製菓株式会社

代表取締役 太田菜二郎

千葉県野田市尾崎三三九七番地一

(乙) 森永スナック食品株式会社

代表取締役 酒井 秀文

合併公告

左記法人は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) http://www.kogyo-kyokai.gr.jp/

(乙) http://www.mmf.or.jp/

令和元年十一月十一日

東京都千代田区神田錦町三十一丁目一七番地一

(甲) 一般財団法人日本鉱業振興会

代表理事 坂井 敏彦

東京都千代田区神田錦町三十一丁目一七番地一

(乙) 一般財団法人金属鉱山会

代表理事 笹本 直人

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたしました。

効力発生日は令和二年一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和元年十月十六日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和元年十月二十九日

掲載頁 五十八頁(号外第一四七号)

掲載紙 官報

掲載の日付 令和元年十月二十九日

掲載頁 五十八頁(号外第一四七号)

令和元年十一月十一日

新潟市中央区神道寺一丁目四番一号

(甲) 株式会社ヨコハマタイヤセンター

代表取締役 伊藤 淳

新潟市中央区神道寺一丁目四番一号

(乙) 株式会社ワイアールエヌ

代表取締役 上野 司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙および丙の権利義務全部を承継して存続し乙および丙は解散することにしたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 平成三十一年三月二十九日

掲載頁 一八八頁(号外第六十四号)

掲載紙 官報

掲載の日付 平成三十一年三月二十五日

掲載頁 一六九頁(号外第五十八号)

掲載紙 官報

掲載の日付 平成三十一年三月二十七日

掲載頁 一四一頁(号外第六十号)

令和元年十一月十一日

愛知県名古屋市中東区一社三丁目七番地

(甲) 株式会社エニホー

代表取締役 加藤 公治

東京都練馬区大泉町六丁目二九番二〇号

(乙) 株式会社タケダサービス

代表取締役 武田 英樹

東京都豊島区東池袋三丁目二〇番三号

(丙) 株式会社西洋ハウジング

代表取締役 西村 英樹